

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人情報処理推進機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 107 件、契約金額は 30.3 億円である。また、競争性のある契約は 98 件(91.6%)、25.8 億円(85.4%)、競争性のない契約は 9 件(8.4%)、4.4 億円(14.6%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数割合は 1.3 ポイントの増、金額割合は 6.3 ポイントの増)が、主に、全契約件数及び全契約金額が大幅に減少したことによる相対的な割合の増加によるものであり、件数及び金額は微減している。

表 1 平成 26 年度の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.6%) 75	(78.1%) 43.5	(46.7%) 50	(58.8%) 17.8	(△33.3%) △25	(△59.0%) △25.7
企画競争・公募	(39.3%) 55	(13.6%) 7.6	(44.9%) 48	(26.6%) 8.1	(△12.7%) △7	(△6.1%) 0.5
競争性のある契約(小計)	(92.9%) 130	(91.7%) 51.0	(91.6%) 98	(85.4%) 25.8	(△24.6%) △32	(△49.4%) △25.2
競争性のない随意契約	(7.1%) 10	(8.3%) 4.6	(8.4%) 9	(14.6%) 4.4	(△10.0%) △1	(△3.8%) △0.2
合計	(100%) 140	(100%) 55.7	(100%) 107	(100%) 30.3	(△23.6%) △33	(△45.6%) △25.4

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 当機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 33 件(33.7%)、契約金額は 7.2 億円(27.7%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数割合は 12.2 ポイントの増、金額割合は 16.0 ポイントの増)が、主に、全契約件数及び全契約金額が大幅に減少したことによる相対的な割合の増加によるもの、及び当年度のみ案件が増えたことによるものである。

表2 平成 26 年度の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	102(78.5%)	65(66.3%)	△37(△36.3%)
	金額	45.1(88.3%)	18.7(72.3%)	△26.4(△58.5%)
1者以下	件数	28(21.5%)	33(33.7%)	5(17.9%)
	金額	6.0(11.7%)	7.2(27.7%)	1.2(19.8%)
合 計	件数	130(100%)	98(100%)	△32(△24.6%)
	金額	51.0(100%)	25.8(100%)	△25.2(△49.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成 27 年度においては、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めることとする。

・ 一者応札の見直し

一者応札の改善策として、「一者応札・一者応募について」を内部マニュアルに追加し、その改善に積極的に取り組んでいるところである。

平成 27 年度においては、①～③の取組を引き続き実施することで、一者応札件数を改善し、適切な調達を目指す。【一者応札件数:前年度以下】

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、公告期間の十分な確保
- ② あらかじめ業者へ発注仕様書を提示し、仕様内容についての意見聴取
- ③ 入札説明会に参加したものの、応札しなかった業者に対する理由の聴取

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された適正契約検証チーム(総括責任者は財務部長)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当機構では、これまで調達に関する内部マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部マニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。

また、マニュアルの内容について、これまでの事例等を踏まえ、適切にマニュアルの改訂を行う。

さらに、検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総括担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総括担当理事
副総括責任者	財務部長、戦略企画部長
メンバー	総務部長、ソフトウェア高信頼化センター長、セキュリティセンター長、国際標準推進センター長、IT人材育成企画部長、イノベーション人材センター長、HRDイニシアティブセンター長、情報処理技術者試験センター長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2箇年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。